
センターだより

平成23年1月15日

NO. 40

東濃西部少年センター

TEL・FAX 23-3455

天に地に気みなぎり

心の春が芽吹きます

昭和63年1月1日 全国紙朝刊の題字下「一日の言葉」より



所 長 石原 憲
指導主任 石田 欽一
事務担当 柴田 弥生

新年明けまして おめでとうございます

2011年、今年は卯年です。当少年センターも兔にちなんで飛躍の年にしたいと、決意新たにしています。

各地区の少年指導員の皆様、関係機関の皆様におかれましても、清々しい新年をお迎えることとお慶び申し上げます。

さて、旧年中は地域青少年の健全育成のため、街頭での指導活動で並々ならぬご苦勞をおかけしました。この間の格別のご尽力・ご支援に対して、心より感謝申し上げます。

一時期、圏内JR3駅及びその周辺での、一部若者による迷惑行為や不良行為が問題になりました。

しかし、関係機関の連携や指導員皆様による積極的な対応で、事態は速やかに改善されました。また、7・8月の花火大会や各種の地域行事も大過なく終えることができました。多治見署管内での非行少年は、例年になく確実に減少しています。

一方、不良行為少年は増加に転じています。ここに当センターに課せられた役割があるわけで、これまで以上に問題の早期発見と早期指導に、全力を注がなければなりません。

指導員の皆様には、大変なご苦勞をおかけしますが、「声かけ」「言葉かけ」を何よりも大切にされ、いっそうのご指導・ご支援をお願い申し上げます。

平成22年度 これまでを振り返って

平成22年度は、少年センターの主な業務の柱である街頭での指導活動で、「あいさつ」「はげまし」「ねぎらい」などの〈声かけ・言葉かけ〉を通して、若者の健全育成と非行防止に全力を注いできました。同時に街の美化や危険個所の点検など、環境の浄化にも精力的に取り組んできました。

また、夏休みの期間には、通常毎月1回の指導活動に加え、およそ21時から22時30分までの時間帯に、コンビニや遊戯施設・学校のグラウンドやプール・公園や神社・JR東海の駅周辺など、夜間の特別街頭指導を実施しました。

こうしたなかで、指導活動全体から、下記のような課題が明らかになってきました。

- 街頭指導の巡回コースを重点指導地域（JR東海中央線の圏内3駅）へシフトすることで、問題になっていた若者の迷惑行為や不良行為は当面解消した。しかし、対処療法（関係機関も加えた定期的なパトロールの強化）だけでは、根本的な解決にはならないという危惧がある。今後これをどうするか。
- 多治見署管内における非行少年に該当する件数は、確実に減少しているが、不良行為少年は増加に転じている。
このことは、今は大過なくとも、憂慮すべき事態が潜在していることの表れではないのか。
- 一方、センターの日常の街頭指導からは、一様に「青少年に出会わない」「問題を目にしない」という報告が大半をしめている。警察情報とのズレをどうとらえるのか。また、青少年に出会わない時間帯や巡回コースであっても、依然として型どおりにこなしていくという、一部硬直しマンネリ化した実態があることに対する改善策は。
- 不良行為や非行の早期発見と早期指導は、青少年の健全育成には不可欠なこと。これを可能にする最低条件は、〈声をかける側〉と〈耳を傾ける側〉にある程度の人間関係が成立していること。だからこそ、日常の気軽な「声かけ」によるきっかけづくりが重視される。
しかし、実際には注意や叱責・排除に終始し、大切な関係づくりが成り立っていない実態があること。
- 街頭指導への参加率が、指導員の推薦母体によって大きな格差があること。その理由は、充て職として本人の納得・了解なしに推薦母体で機械的にはめ込まれているから。この実態に対する改善策は。

また相談活動では、子どもや保護者からの悩みごとに応じる手段としての「安心メール」「安心コール」を、気軽な「よろず悩みたまわり所」と位置づけています。

ここで、扱う悩み事のほとんどが、どこにでもありえる極めて初期的なケースです。従って、じっくりと耳を傾け、共感することに重きを置いてきました。

時間はとられますが、このことでほとんどのケースが、解決済みになっています。また、きわめて専門的な対応が求められる場合には、連携している専門機関への、的確な橋渡しに徹してきました。例えば、18歳までの子どもについての相談で、ただ話を聞くだけでなく、具体的な対応や解決が必要な場合には「東濃子どもセンター」を紹介しています。

ここは、虐待・心身障害・非行・養育・養護・いじめ・不登校など、子どもを取り巻くあらゆる相談に対応しています。また、児童福祉法に基づいて、設置されている県の行政機関ですから、児童養護施設や児童自立支援施設など、児童福祉施設への入所措置権を持っています。そして、子どもの保護者への指導や親権について介入することもできます。

ところで、昨年12月末までに扱った件数は、54件で、一昨年同期の145件にくらべ大幅に減少しています。これは、件数のカウント方法を変えたことによるもので、ここ数年来の件数は、横ばい傾向が続いています。（注：具体的な相談内容や学識別件数は、

P. 5 参照）

今後の課題としては、相談業務の存在を一層 PR することと、センター内での共通の認識・理解を深めるために、事例検討会の定例化と質を高めることであると考えています。

青少年主体の啓発活動では、8月の3地区合同研修会で、「若者の本音とたてまえ」を、テーマにパネルディスカッション方式で話し合い、学習を深めました。指導員の参加率については、いろいろな反省もありますが、パネラーとして参加してくれた高校生たちの素直な発言から、今どきの若者の文化や生活スタイル・価値観やこだわりなど、あるがままの姿を知ることができ、街頭での接し方や理解の仕方について、多くを学ぶことができました。

また、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」では、若者の自立と大人の支援を促すために、圏内の3駅前で啓発活動に取り組みました。

今年度の特色は、圏内3市9高等学校から、MSリーダーズの高校生120名が参加してくれたことです。

こうした若者の、社会参加や社会貢献の積み重ねが、若者の評価を高め、ひいては彼等に社会的責任を自覚させることになるのだと考えます。

環境正常化検討会議 多治見での試み

年頭に当たり昨年 9 月からスタートさせた、J R 多治見駅南北自由通路の環境正常化に向けた取り組みについて紹介します。

J R 多治見駅は、一昨年 11 月多治見市の表玄関として新駅舎が完成し、面目を一新しました。同時に自由通路も開通し、J R の利用者はもちろん、街の南北を結ぶ市民の通行も大変便利になりました。一昨年 11 月には、駅南のテナント棟やバス停までのシェルター設置工事も完了しました。現在は、5 年後の完了を目指して、駅北の大規模な区画整理が、精力的に進められています。

ところで、昨年の春以降、自由通路では一部の若者による、器物の損壊や座り込みによる迷惑行為、売店の業務妨害など問題行動が目立ってきました。この事態を踏まえ、9 月 15 日当少年センターは「J R 多治見駅環境正常化検討会議」を立ち上げました。

この会議には、多治見駅をはじめ行政・学校・警察で構成される関係機関が一堂に集まりました。会議では、同駅の南北を結ぶ自由通路が焦点となり、6 月には、手すり 3 か所が押し曲げられ、管理者の市が警察に被害届を出しています。多治見駅長は「私服の高校生が 1 時間以上も居座ったり、床にジュースをこぼしたりし、駅の利用者や清掃業者に迷惑をかけている」と指摘。その上で「我々だけでは対処できない。学校・警察・行政などが取り組むべき事案」と述べ、速やかな対応の必要性を訴えました。多治見署の生活安全課長は、迷惑行為の抑制について「駅のアナウンスで利用者に訴えるのはどうか」の提案に対して、「市民の意識も高まる」「立て看板の方が効果的ではないか」などと、活発に議論を交わしました。また、駅北の臨時駐車場で多発している自転車盗についても意見交換がなされました。

そして、12 月 21 日、第 2 回の検討会議では、関係機関から 11 名が出席し、駅周辺の巡回を強化することで、環境が改善されたとの報告がなされました。とりわけ、多治見警察の『パブリックエリア・セーフティ作戦』（「公共地域内の安全対策」としての警察官による集中警戒活動）の実施や圏域内の 10 高等学校の生徒指導担当者による、重点的な指導が功を奏したと言えます。

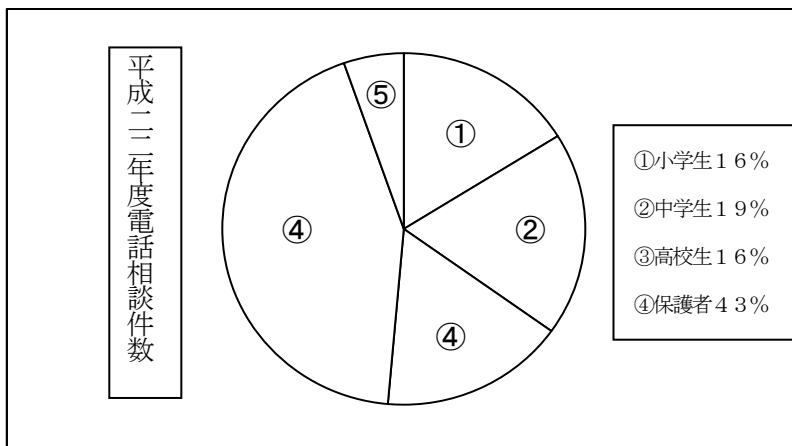
しかし、たむろする若者は、駅から他の場所に移動しただけとの報告があり、今後抜本的な対策について検討する必要性も確認されました。今後は、単なる巡回という対処療法的な取り組みだけではなく、多くの市民が地域の若者に関心を持ち、見守ることの大切さが問われるのではないのでしょうか。

また、若者の問題行動が広域化している現状を踏まえ、今後、土岐・瑞浪でも取り組んでいかねばならないと考えています。

東濃西部少年センターでは、電話とメール、面接による相談を受け付けています。

平成21年4月から12月までの相談の受付状況は、以下のようになっています。

相 談 件 数 (前年同期)				相 談 内 容 比 較 (前年同期)		
電 話 相 談	小学生	6	4	非 行	1	1
	中学生	7	6	学 業	15	23
	高校生	6	2	家 庭	6	39
	保護者	16	53	交 友	17	34
	一 般	2	5	いじめ	4	7
	小 計	37	70	健 康	8	16
メール相談		17	75	そ の 他	3	25
合 計		54	145	合 計	54	145



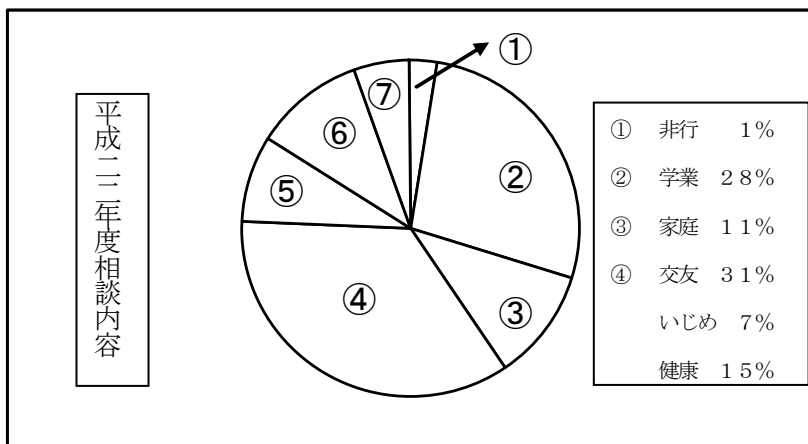
平成22年は、前年度に比べ、電話相談・メール相談とも少なくなっています。ただし、前年度の電話相談には、1人のリピーターが計24回あり、メール相談には、9人のリピーターが計42回ありました。

今年からは、リピーターから何回相談があっても一人としてカウントしています。

今年の相談の特徴は学業・交友問題がふえており、いたずらや無言電話はへっています。

(家庭問題はほとんどがリピーターからの相談です)

当センターの相談は、「よろず相談たまり所」としての業務を旨としており、その点ではいろいろな人からの相談に対処していると考えています。



専門的な相談（例えば精神衛生、知的障害、児童虐待、DVなど）については、保健センターや精神病院、児童相談所などへ橋渡しとしての役割を担っています。

多治見警察署管内の不良行為少年の行為別・学職別 導状況

(平成22年1月~12月 し1月20日の 定値)

行為別	学職別	未就学	学 生					有職	無職	計
			小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生			
1	飲酒			1	6	5	3	15	22	52
	(内女子)			1	1				5	7
2	喫煙			157	174	19	147	402	587	1486
	(内女子)			6	8	1	3	33	41	92
3	薬物乱用									0
	(内女子)									0
4	粗暴行為		1	1					1	3
	(内女子)		1							1
5	刃物等所持									0
	(内女子)									0
6	金品不正要求									0
	(内女子)									0
7	金品持ち出し									0
	(内女子)									0
8	性的いたづら						1			1
	(内女子)									0
9	暴走行為				2		2	20	26	50
	(内女子)				1			1	1	3
10	家出			1	1				1	3
	(内女子)			1	1					2
11	無断外泊			1	4	1	1	1	4	12
	(内女子)				2				2	4
12	深夜はいかい			69	237	6	51	113	269	745
	(内女子)			7	37		6	17	47	114
13	怠学			10	2		1			13
	(内女子)			2	1					3
14	不健全性的行為				1		1			2
	(内女子)				1					1
15	不良交友				2			1		3
	(内女子)							1		1
16	不健全娯楽				6		4		2	12
	(内女子)				2					2
17	その他		5	41	156	1	63	56	166	488
	(内女子)			7	18			5	15	45
合 計		0	6	283	591	32	274	608	1078	2872
(内女子)		0	1	26	72	1	9	57	111	277